

保護者 様

夏休み中のタブレット端末・ACアダプターの持ち帰りについて

令和5年7月18日
玄海みらい学園
学園長 藤田 郁夫

保護者の皆様におかれましては、日頃より学園の教育活動にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、7月21日（金）から夏休みに入りますが、玄海みらい学園では、夏休み期間中に家庭でのタブレットを活用した学習を計画しています。夏休みの持ち帰り期間中には、タブレット端末本体と、充電用のACアダプターを家庭に持ち帰ることになります。

つきましては、下記の内容をご確認いただき、家庭での対応をお願いいたします。

記

1 持ち帰るもの

- タブレット端末本体（番号シールが貼ってあります）
- ACアダプター（番号と名前のシールが貼ってあります）

2 持ち帰る期間と学習内容

- 持ち帰る期間

令和5年7月20日（木）～令和5年8月25日（金）

※7月18日（火）～20日（木）の間に家庭に持ち帰り、2学期始業式の日学園に持ってきます。

※持ち帰る期間が上記と異なる場合は、各学年・学級より別途連絡があります。

- 学習内容

児童生徒の発達段階に合わせ、各学年・学級で設定します。詳しくは、各学年・学級からのお知らせをご確認ください。

3 タブレットの充電について

- 持ち帰りの期間の充電については、各家庭で行ってください。
- タブレット端末とACアダプターを学園に持ってくる時には、各家庭で充電を行ってから持たせてください。

4 その他

- タブレット端末は、学習の目的で使用することと、使用した履歴は残ることを児童生徒に確認しています。ご承知ください。
- タブレット端末の持ち帰りについては、昨年度末（1年生は年度初め）に、保護者の同意書をご提出いただいています。裏面に、同意書を掲載しますので、改めて内容をご確認ください。

以上

児童生徒用タブレットの持ち帰りにおける同意書

児童生徒用タブレットの持ち帰りにおいて、確認事項に同意をお願いします。

1 物品名

タブレット端末 (Dynabook K50)、充電ACアダプタ、タブレットカバー

2 同意期間

2023年4月1日～2024年3月31日

3 目的

家庭学習に利用するため

4 確認事項

- ・ タブレット端末は、学習目的以外に使用しない。
- ・ タブレット端末は、家庭のみで使用し公衆無線 LAN (Wi-Fi フリースポット等) には接続しない。
- ・ タブレット端末は、利用事項を守り、大切に扱い、適切な方法で管理する。
- ・ タブレット端末を使用する際に発生するデータ通信料や、電気代は保護者が負担する。
- ・ タブレット端末を紛失、破損及びその他の理由により正常な状態で返却できない場合は、その経緯を速やかに学校に連絡する。(故意または重大な過失による場合は、修理費などを負担する場合がある。)
- ・ タブレット端末を第三者に貸与しない。
- ・ タブレット端末の使用について、法令及びセキュリティや情報モラル上のルールやマナーに反するような使い方はしない。

※別紙「タブレット端末活用のルール (家庭学習編)」に準じて使用する。

※児童生徒用タブレットは、卒業 (転出) 時まで利用する。

この同意書は、毎年提出していただくものです。